# 令和７・８・９年度船舶売却競争参加資格審査申請受付について（公示）

令和７・８・９年度において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「当機構」という。）が売却する船舶の契約に係る一般競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）に必要な資格を以下のとおり定めますので、船舶売却競争に参加を希望する者は、以下を熟読のうえ申請書類を提出して下さい。

令和６年１２月２７日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長　　藤　田　　耕　三

１　競争参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1)　資格

競争参加者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないものとします。

ア　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではありません。）

イ　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

エ　次の(ｱ)から(ｸ)までに該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しない者

(ｱ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合をした者

(ｲ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ｳ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(ｴ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ｵ) 当機構に提出した書類に虚偽の記載をした者

(ｶ) その他当機構に著しい損害を与えた者

(ｷ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(ｸ) 前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を入札代理人とし、又は契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

オ　経営状態が著しく不健全であると認められる者

カ　競争参加資格審査申請書（船舶）（添付書類を含む。以下「申請書類」という。）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(2)　資格審査

資格審査は申請書類の次の事項によって行います。

ア　定期の競争参加資格審査を申請しようとする日の属する年の１月１日又は随時の競争参加資格審査を申請しようとする日の属する月の初日（以下これらを「審査基準日」という。）の直前２年間の各事業（営業）年度の年間平均実績高

イ　申請しようとする日の直前の事業（営業）年度の決算における自己資本額

ウ　申請しようとする日の直前の事業（営業）年度の決算における流動比率

エ　審査基準日における常勤職員数

オ　審査基準日までの営業年数

２　申請の時期、方法等

(1)　定期審査の申請書類の提出時期

-

・郵送の場合（書留郵便とする。）

令和７年１月 17 日(金)から令和７年１月 27 日(月)（当日消印有効。）まで

なお、申請書の記載事項に不備があった場合には、書類を返却して修正をお願いすることがあります。この場合、速やかに修正の上、令和７年１月 31 日(金)までに持参していただかないと、定期の申請は認められません。

・持参の場合

令和７年１月 17 日(金)から令和７年１月 31 日(金)まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の 10：00 から 11：30 まで及び 13：00 から 16：00 までとしますので、受付期間内に申請書類を持参して下さい。

(2) 随時審査の申請書類の提出時期

(3)に掲げる提出場所において、令和７年３月３日(月)以降、令和７・８・９年度分の持参又は郵送による申請を受け付けます。受付は、土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日～１月３日を除く 10：00 から 11：30 まで及び 13：00 から 16：00 までとします。

(3) 申請書類の提出場所

申請書類は、以下の担当部署に持参又は郵送して下さい。

| 支 社 等 | 担当部署 | 住　　所 | 電　　話 |
|---|---|---|---|
| 本　　社 | 共有船舶企画管理部<br>管理課 | 〒231-8315<br>横浜市中区本町６－５０－１<br>（横浜アイランドタワー） | 045（222）9145 |

(4) 申請書類及び提出部数

申請書類は、次のアからカまでに掲げる書類とします。

ア　競争参加資格審査申請書（船舶）（様式１）

イ　営業経歴書

ウ　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書の原本又はその写し

エ　財務諸表類

オ　納税証明書（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））の原本又はその写し

カ　代理申請に係る委任状（選択様式１）

（注）①申請書類は、ア～カを番号順に並べてクリップ等で留めた状態で１部提出して下さい。

②提出する申請書類には、必ず返信用封筒（長３号）を添付して下さい。この封筒は、資格確認書を送付するために使用いたしますので、封筒には申請者の住所及び商号又は名称を記入し、110 円切手を貼付してください。

３　資格の有効期間

令和７・８・９年度資格確認の有効期間は、定期審査の場合は令和７年４月１日から、随時審査の場合は令和７年５月１日以降、船舶売却競争参加資格確認書の交付日から令和 10 年３月 31 日までとします。

４　会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始を決定した者の取扱い

船舶売却競争参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者等」という。）は、当機構が定める手続きにより再度の船舶売却競争参加資格の審査の申請を行うことができます。

なお、更生手続開始決定者等は、再度の船舶売却競争参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格があることの確認がなされない場合があります。

５　その他

-

**（１）令和７・８・９年度を有効期間とする国の各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）入札の入札参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）のうち、「物品の買受け②その他」の資格を得ている者または得ようとする者は、この公示による申請の必要はありません。**

（２）申請書類及び作成要領は、当機構のホームページからダウンロードしていただくか、本社共有船舶企画管理部管理課に用意しておりますので、お問い合わせ下さい。